

新たな病床配分方法（案）について

目的

- 平成30年度病床配分時の地域医療構想調整会議や区市町村からの意見・要望を踏まえて、都の実情に合った病床配分方法とする。

新たな病床配分方法（案）

【原則】

- 従来どおり、原則、二次保健医療圏単位での均等配分とする。
- 地域の病床に関するニーズを鑑み、特例として次の方法を取り入れる。

【特例配分】

特に重要な医療機能を整備するための病床配分

- 「災害医療体制」の整備に必要な病床を優先的に配分

（優先配分の考え方）

災害医療体制（災害拠点病院又は災害拠点連携病院）の整備・強化に必要な病床数を配分。上限は圏域の配分可能数を越えない範囲で1病院当たり100床まで。残余がある場合は均等配分

特例配分の対象・要件

《対象》

- (1) 既に災害拠点病院又は災害拠点連携病院である病院
- (2) 災害拠点病院又は災害拠点連携病院を目指す病院

※ 特例配分は、災害拠点又は災害拠点連携病院への指定を約束するものではない。

《要件》

- 災害拠点病院又は災害拠点連携病院の基準を充足すること。
（目指す病院については、基準を充足する整備計画であること）
- 地域医療構想調整会議で当該特例配分について合意があること。

上記に加え、重点的に感染症の入院患者を受け入れる意向がある医療機関に対して、地域医療構想調整会議の意見を踏まえながら、優先配分を検討